

序

前国立成育医療研究センター こころの診療部統括部長 奥山真紀子

今年（2019年）は子どもの権利条約が国連で採択されて30周年、日本で批准されて25周年に当たる。子どもは最も弱い存在であり、その権利は社会全体で守らなければならない。特に、子どもを専門としている職種である小児科医には子どもの代弁者として機能することが求められており、子どもの権利に関する認識を高めなければならないことは言うまでもない。子ども虐待は子どもの権利侵害のなかで最も重篤なものの一つである。国連では、「持続可能な開発目標（Sustainable Developmental Goals；SDGs）において、2030年までに世界から子どもへの暴力を根絶することを目標としている。ここで言う「暴力」には身体的・性的暴力のみならず、暴言やネグレクトも含まれている。そのための世界のネットワークであるThe Global Partnership to End Violence Against Children（GPeVAC）において、日本は自ら path finding country、つまり先駆的な国となることを宣言しているのである。

にもかかわらず、日本では近年、虐待で命を落とした子どものニュースが後を絶たない。特に、「許してください」というノートを残して5歳の女兒が亡くなった目黒女児虐待事件、いじめアンケートに父親から虐待を受けていることを訴えていたにもかかわらず小学校4年生の女兒が虐待で短い人生を閉じた野田小4女児虐待事件、母子保健、児童相談所が関わりながら2歳女児がネグレクトで命を落とした虐待2歳女児衰弱死事件など記憶に新しい事件が起きている。これらの子どもたちの背景には虐待で命を落とす子どもがおり、さらには虐待で心身の問題を抱えるあまたの子どもがいる。

上記の事件では医師が関わっている。目黒事件では転居前に子どもを診察した小児科医がその危険性を訴えていたが、児童相談所に届かず、野田事件では児童相談所の精神科医が家庭復帰の危険性を訴えていたが、それが採用されることはなかった。札幌事件では1歳6カ月健診で体重5カ月レベル、身長8カ月レベルであったにもかかわらず、その危機感が不十分なものであった。つまり、これらの亡くなった子どもの検証から、医師が関わり、その危険性を発信し、それが伝わる必要性が痛感されるのである。政府もその重要性に気づき、児童相談所に虐待対応ができる医師を配置することを令和元年改正において児童福祉法に定めた。しかし、子どもを虐待から守るためには、児童相談所に配置された限られた医師だけでなく、すべての医師が虐待に対応する力を持たなければならない。

これまでは、子ども虐待に関しての医師の役割は発見して通告することに重点が置かれていた。しかし、医師の役割はそれにとどまらない。①妊娠期から自立までの虐待予防と地域の保健・福祉・教育との連携、②虐待の疑いの発見と通告、③虐待を疑った時の医学的診察・診断、④系統診察や精神医学的診察等による虐待に特異的な医学的評価、⑤身体医学・精神医学的治療、⑥在宅支援における地域連携、⑦警察・検察との連携、⑧それらの状況に応じた意見書や鑑定書などの作成、⑨残念ながら亡くなったり重症になったりした子どもの検証への参加等、医師の役割は多岐にわたる。

日本子ども虐待医学会では、それらの役割を一般の医師、小児科医や虐待対応チームの医師、虐待に専門的に対応できる医師の3段階に分けて研修を行っている。通常の病気の診療において、一般の外来医は軽度の感染症などの治療ができると同時により重篤な疾患を疑う眼を持って、必要に応じて検査のできる病院を紹介する。紹介された病院では精査を行い、さらに特別な治療を必要とする場合は三次病院としての特定機能病院などを紹介することになるであろう。子ども虐待も同じである。一般の医師は子育て相談ができるとともに虐待を疑うことができる眼を持ち、地域の子ども家庭福祉等と連携して対応したり、検査ができて虐待対応ができる地域の拠点病院を紹介することが必要になることもある。それらの病院では虐待の鑑別に必要な検査や画像診断などが行われるであろう。しかし、性虐待が疑われるなどの場合には系統診察のできる機関にさらに紹介されることも必要になる場合がある。また、裁判になれば、司法小児科学に精通した医師が関わることを求められる。つまり、医療が全体として子どもを虐待から守るためにシステムとして動くことが大切なのである。

本書では、小児科医を中心に、すべての小児に関わる医師を対象として書かれている。医師を中心とした新しい取り組みであるChild Advocacy Centerについても取り上げており、現時点での医療にとって必要な知識をおおむねカバーしている。ただし、この数年児童福祉法が立て続けに改正され、制度は毎年のように更新されている。特に平成28年改正では子ども家庭福祉の中心は市町村と位置付けられ、その基盤整備が行われている最中である。一方で、平成29年改正で家庭裁判所による治療命令に近い審判も行われるようになっており、今後も変化していくことが期待されている。医師もその動向をつかんでおく必要があると同時に、必要な制度改正に声を上げることが求められている。